附属機関等の概要

1	名称	宮崎県消費者苦情処理委員会		
2	区 分	■ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの)		
		□ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)		
3	設置根拠	宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第35条第1項		
4	設置目的	消費者苦情処理に関する調停及び消費者苦情に関する訴訟の費用に充てる資金の貸し付けについて審議するため		
5	担 任 事 務 (協議事項)	①消費者苦情処理に関する調停 ②消費者苦情に関する訴訟の費用に充てる資金の貸付		
6	会議の開催状況 (令 和 4 年 度)	① 開催期日 開催実績なし② 主な審議事項		
7	会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の 状況 □ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 ■ 未定 議事録又は議 事概要等の公 □ 切開します。		
		表		
8	所管課(室)名	総合政策部 生活·協働·男女参画課 消費·安全担当 電 話: 内線2314 (直通)0985-26-7054		

9 構成員の名簿

令和5年3月31日現在

区分	氏 名	所属等	備考 (専門部会等)
委員	大山 和伸	弁護士	学識経験者
委員	立山 淳子	司法書士	学識経験者
委員	谷ヶ久保 友文	金融広報アドバイザー	学識経験者
委員	斉藤 拓実	宮崎産業経営大学法学部講師	学識経験者
委員	篠原 久枝	宮崎大学教育学部教授	学識経験者